

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2 - 1 - 1 : 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育学部では、学則第 16 条（大学の目的）（資料 1 - 1 - 1 - A）で掲げた、教員及び広い意味での教育者の養成という 2 つの使命をそれぞれ「学校教育教員養成課程」及び「総合教育課程」が担っている（資料 2 - 1 - 1 - A）。それぞれの課程は、コース、専修という教育組織で構成される。観点 2 - 1 - 1 のとおり、この階層構造ごとの共通科目が用意されている。2 つの課程は、それぞれの教育方針（資料 1 - 1 - 1 - D）のもと、体系的なカリキュラムを展開している。また、担当と副担当を区別して、2 つの課程に対するそれぞれの大学教員の責任を明確にしている（別添資料 2 - 1 - 1 - 1）

資料 2 - 1 - 1 - A 教育学部 課程の教育組織（平成 21 年度現在）

| 課 程        | コ ー ス       | 専 修   |
|------------|-------------|---|
| 学校教育教員養成課程 | 教育・発達基礎コース  | 教育学専修<br>心理学専修<br>幼年教育専修<br>特別支援教育専修<br>(生活科教育専修) (注) |
|            | 言語・社会コース    | 国語教育専修<br>社会科教育専修<br>英語・国際理解教育専修<br>(生活科教育専修)         |
|            | 理数・生活科学コース  | 数学教育専修<br>理科教育専修<br>技術教育専修<br>家庭科教育専修<br>(生活科教育専修)    |
|            | 身体・表現コース    | 音楽教育専修<br>美術教育専修<br>保健体育専修<br>(生活科教育専修)               |
| 総合教育課程     | 文化財・書道芸術コース | 古文化財科学専修<br>文化財造形専修<br>書道芸術専修                         |
|            | 環境教育コース     | 地域環境専修<br>自然誌専修                                       |
|            | 科学情報コース     | 情報数理専修<br>物質科学専修                                      |

（注）生活科教育専修は、どのコース内でも配属可能。

【出典：大学ホームページ（大学案内 - 教育組織）】

・別添資料 2 - 1 - 1 - 1 担当教員及び副担当教員についての申合せ（平成 16 年規則第 78 号）

【分析結果とその根拠理由】

教育学部の2つの課程は、学士課程における教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されている。それぞれの課程は、授業や種々の教育活動で相補的な役割を持ちながらも、責任を明確にした指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出している。

以上のことから、学部の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点 2 - 1 - : 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育学部の授業科目は、教養教育と専門教育との2つに大別され、それぞれが有機的に関連づけられて授業科目区分を構成している（観点 5 - 1 - 参照）

教養教育の実施体制としては、次の4つの組織がある。教育研究評議会傘下の教育企画委員会（資料 2 - 1 - 2 - A）は、教育課程及び教育方法に関する方針を審議する組織である。この審議に付するための原案作成や教育課程の開発を担うのが教育課程開発室（資料 2 - 1 - 2 - B）である。次に、教養教育の実施・運用は教授会傘下の教務委員会（資料 2 - 1 - 2 - C）で審議される。更に、教養教育を含むすべての授業内容の改善・充実を図るため、教授会傘下でファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）（資料 2 - 1 - 2 - D）が設置されている。

教務委員会では各年度教養科目の検討を行い、ボランティア・情報リテラシー・キャリアプランニングなどの科目を新設し、現代に生きる教養として機能するよう試みている。また、FD委員会では、授業交流会などを組織し、授業改善と指導力向上の観点から教養教育の内容・機能について検討を実施してきた。

資料 2 - 1 - 2 - A 国立大学法人奈良教育大学教育企画委員会規則（第1条～第3条）

（設置）

第1条 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（平成16年奈良教育大学規則第4号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、教育及び学生に関する次の各号に掲げる事項の基本方針について審議する。

- 一 教育課程及び教育方法に関すること。
- 二 学生の入学、修学、卒業、修了及びその他学生の在籍に関すること。
- 三 学生への支援、指導に関すること。
- 四 その他教育及び学生に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（教育課程担当）
- 三 学長補佐（就職担当）
- 四 学長補佐（入試担当）
- 五 教授会において選出された評議員のうちから3人
- 六 教務委員会委員長
- 七 教育実習委員会委員長
- 八 ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- 九 学生委員会委員長
- 十 留学生委員会委員長
- 十一 教務課長

- 十二 学生支援課長
  - 十三 入試課長
  - 十四 学長が指名する者 若干名
- 2 前項第五号及び第十四号の委員は、学長が委嘱する。

### 資料 2 - 1 - 2 - B 国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項（第 1 条～第 3 条）

- （趣旨）
- 第 1 条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号）第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室（以下「開発室」という。）を置く。
- 2 開発室は、大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行う。
- （任務）
- 第 2 条 開発室は、次に掲げる事項に関し、資料の収集及び分析、企画及び立案を行う。
- 一 教育課程に関すること。
  - 二 その他、教育課程の開発に関する重要事項
- （組織）
- 第 3 条 開発室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
- 一 理事（教育担当）
  - 二 学長補佐（教育課程担当）
  - 三 学長が指名する教員 2 人
  - 四 教務課長
  - 五 学長が指名する事務職員 若干名
- 2 前項第三号及び第五号の室員は、学長が委嘱する。

### 資料 2 - 1 - 2 - C 奈良教育大学教務委員会規則（第 1 条～第 3 条）

- （設置）
- 第 1 条 奈良教育大学教授会規則（平成 16 年奈良教育大学規則第 2 0 1 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、奈良教育大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- （審議事項）
- 第 2 条 委員会は、教務に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
- 一 教育課程の運用に関すること。
  - 二 授業に関すること。
  - 三 入学、卒業、修了、休学、退学等学籍に関すること。
  - 四 教育行事に関すること。
  - 五 科目等履修生、特別聴講学生等に関すること。
  - 六 介護等体験に関すること。
  - 七 その他教務に関し必要なこと。
- （組織）
- 第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 副学長（教育担当）
  - 二 教授会において選出された者 8 人  
ただし、同一講座に所属する委員は 1 人とし、学校教育教員養成課程及び総合教育課程のそれぞれの担当教員（副担当教員を除く。）を 2 人含むものとする。
  - 三 教務課長
  - 四 学長が指名する者 若干名
- 2 学長補佐（教育課程担当）及び教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教員は、必要に応じて委員会に出席するものとする。
- 3 第 1 項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

### 資料 2 - 1 - 2 - D 奈良教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則（第 1 条～第 3 条）

（設置）

第 1 条 奈良教育大学教授会規則（平成 16 年奈良教育大学規則第 201 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、奈良教育大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 授業の内容及び方法の開発を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）の実施計画の作成に関すること。
- 二 全学的な FD の実施及びその総括に関すること。
- 三 その他、FD の推進に関し必要なこと。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 教授会において選出された者 4 人
- 三 教務委員会委員 1 人
- 四 教務課長
- 五 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号から第三号及び第五号の委員は、学長が委嘱する。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教養教育の実施体制としては、教育課程開発室、教育企画委員会、教務委員会及び FD 委員会が組織的・有機的に連携している。

担当委員会において、年度ごとに教養科目の検討を行い、現代的な教養の内容を反映した科目を新設している。また、授業交流会等においても教養科目の内容・機能の吟味・検討が進められている。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断できる。

観点 2 - 1 - : 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点に係る状況】

資料 1 - 1 - 1 - C で示した「教育の成果に関する目標」の実現のため、大学院教育学研究科に修士課程と専門職学位課程の 2 課程を置いている（資料 2 - 1 - 3 - A）。修士課程は、教育の専門領域・分野の理論と実践に関する高度な専門的力量を有する教員等を養成することを目的としている。専門職学位課程は、教職大学院として、今日的な教育的要請に対応できる実践的指導力（専門性と実践力）のある教員養成を目的としている。

修士課程は、目的に応じた 2 つの専攻で構成し、さらにその専攻をいくつかの専修に区分した教育組織としている（別添資料 2 - 1 - 3 - 1）。各専修は、専門領域・分野に対応するものとなっている。また、現職教員の就学支援のため、両課程に共通して「長期履修学生制度」及び「大学院修学休業制度」を、さらに修士課程には「昼夜開講制度」を用意している。

教員組織については、専攻又は専修に対応した講座組織となっており、それぞれ指導體制を明確にしている（資料 2 - 1 - 3 - A）。

## 資料 2 - 1 - 3 - A 教育学研究科専攻・専修一覧

| 専攻                    | 専修                     | 講座       |
|-----------------------|------------------------|----------|
| 教育学研究科（修士課程）          |                        |          |
| 学校教育専攻                | 教育科学専修                 | 学校教育講座   |
|                       | 教育心理学専修                |          |
|                       | 教育臨床・特別支援教育専修          |          |
| 教科教育専攻                | 国語教育・日本語日本文化教育専修       | 国語教育講座   |
|                       | 社会科教育専修                | 社会科教育講座  |
|                       | 数学教育専修（情報を含む）          | 数学教育講座   |
|                       | 理科教育専修（文化財科学を含む）       | 理科教育講座   |
|                       | 音楽教育専修                 | 音楽教育講座   |
|                       | 美術教育専修（書道、伝統文化・文化財を含む） | 美術教育講座   |
|                       | 保健体育専修                 | 保健体育講座   |
|                       | 英語教育専修（異文化理解を含む）       | 英語教育講座   |
|                       | 生活科学教育専修               | 生活科学教育講座 |
| 教育学研究科（専門職学位課程）教職開発専攻 |                        | 教職開発講座   |

【出典：大学概要 p8,15】

## ・別添資料 2 - 1 - 3 - 1 『大学院教育学研究科案内』 pp.8-10 「修士課程について」

## 【分析結果とその根拠理由】

大学院教育学研究科の教育研究の目的を果たすため、修士課程と専門職学位課程の2課程を置いている。うち修士課程は、目的に応じた2つの専攻で構成し、さらに専門領域・分野に対応する専修に区分した教育組織となっている。教員組織については、専攻あるいは専修に対応した講座組織となっており、指導体制が明確になっている。

以上のことから、研究科・専攻・専修の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断できる。

観点 2 - 1 - : 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点に係る状況】

本学は、平成4年度より、「特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として、精深な程度において特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育の分野における資質の優れた教育者を養成する」ため、特別支援教育特別専攻科（平成19年度に「特殊教育特別専攻科」から改組）を設置している（資料 2 - 1 - 4 - A）。専攻として、「情緒障害・発達障害教育専攻」がある。

同専攻科には、「専修免許コース」と「一種免許コース」の2コースがある。特別支援学校教諭一種免許状を有する者を対象とするのが専修免許コース、同免許状を有しない者は一種免許コースである。それぞれのコースの履修課程表（別添資料 2 - 1 - 4 - 1）に基づいて所定の単位を修得することにより、特別支援学校教諭一種免許状または特別支援学校教諭専修免許状を取得することができる。

修業年限は1年であるが、現職教員等は2年にわたり履修することを可能としている。ただし、2年を超えて在学することはできない。

**資料 2 - 1 - 4 - A 特別支援教育特別専攻科の目的等を記載したホームページの URL**

http://www.nara-edu.ac.jp/KK/13\_tokusenka.htm

・別添資料 2 - 1 - 4 - 1 特別支援教育特別専攻科の履修課程(平成 16 年規則第 285 号 奈良教育大学特別支援教育特別専攻科履修規則 別表履修課程 1, 2)

**【分析結果とその根拠理由】**

特別支援教育特別専攻科の教育研究組織については、その目的を達成する上で適切なものと言える。とりわけ、「情緒障害・発達障害教育専攻」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応え得るものである。

観点 2 - 1 - 1 : 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

**【観点に係る状況】**

本学には、大学附属施設として 6 つのセンターと 3 つの附属校園を有する。それぞれの目的及び業務内容は、学則及び各組織規則に資料 2 - 1 - 5 - A のとおり明確に示されている。

これら各附属施設及び附属学校については、平成 19 年度に、法人化後の平成 16 年度以降に係る自己点検評価を実施し、平成 20 年 3 月に報告書を刊行した(資料 2 - 1 - 5 - B)。この報告書に集約されているとおり、これらの組織は、大学の教育・研究及び社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしている。

**資料 2 - 1 - 5 - A 附属施設・附属学校の目的及び業務内容**

| 施設等名       | 目的  | 業務内容   |
|------------|---|--|
| 学術情報研究センター | 教育と研究に関わる学術情報・資料の収集、利用及び活用を促進する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館部門<br/> 図書、教育資料等の学術情報の収集、管理、提供及び展示を行う。</li> <li>・情報基盤部門<br/> 学術情報の取り扱いに必要な情報基盤の運用管理を行う。</li> <li>・研究開発部門<br/> 学術情報の収集・管理・提供・展示及び情報基盤の運用に関する研究を行う。</li> </ul>  |
| 教育実践総合センター | 教育実践及び教育臨床に関わる理論的、実践的又は学際的研究を行うとともに、高度の教育実践力を有する教員及び学校教育に係る諸問題に適切に対処できる教育実践の指導者の養成に寄与する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実践、情報・メディア教育、教育臨床、教材開発の内容と方法に関する理論的実践的研究と教育を行うこと。</li> <li>・教育実習・事前事後指導に関わる企画・コーディネーションを行うこと。</li> <li>・人権教育・社会教育に関わる企画・コーディネーションを行うこと。</li> <li>・教育臨床的な諸課題に関する学校支援やコンサルテーションを行うこと。</li> <li>・全学的な情報教育のコーディネーションを行うこと。</li> <li>・教材開発や利用に関して現職教員への支援を行うこと。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を行うこと。</li> </ul> |
| 保健管理       | 本学の学生及び教職員の身体的、精神   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健管理に関する業務計画の立案</li> </ul>   |

|                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| センター                               | 的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期及び臨時の健康診断の実施</li> <li>・健康診断の結果に基づく事後措置</li> <li>・健康相談及び保健指導</li> <li>・環境衛生の管理及び伝染病の予防</li> <li>・保健衛生思想の普及及び啓もう</li> <li>・保健に関する調査及び研究</li> <li>・その他保健管理に関する必要な専門的業務</li> </ul>  |
| 自然環境教育センター                         | 学生・児童・生徒及び地域住民に、大学やセンターの施設等において、授業、公開講座並びに自然教室などの事業を通して自然環境教育を行うとともに、それらに関する基礎的研究を行う        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境教育に関する理念の確立</li> <li>・自然環境教育に関する方法の研究及び開発</li> <li>・自然環境教育に関する教材の研究及び開発</li> <li>・自然環境教育に関する実践的指導者の養成</li> <li>・自然環境教育に関する施設・設備の開放</li> <li>・自然環境教育に関する公開講座等の実施</li> <li>・奈良実習園及び奥吉野実習林の管理</li> <li>・その他必要な事業</li> </ul>                                |
| 特別支援教育研究センター                       | 特別支援教育に関わる理念と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の内容と方法に関する理論的実践的研究を行うこと。</li> <li>・教育学部、大学院の特別支援教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、特別支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。</li> <li>・教育相談・支援を行うこと。</li> <li>・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。</li> <li>・特別支援教育に関する公開講座及び研修を実施すること。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を実施すること。</li> </ul>        |
| 理数教育研究センター<br>(平成 21 年 2 月 27 日発足) | 理数教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、理数教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた理数教育の推進に貢献する       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理数教育の教育課程と内容・方法に関する理論的実践的研究を行うこと。</li> <li>・教育学部、大学院の理数教育に係わる人材育成に寄与し、スクールサポーター、理数支援ボランティア等の学生の研修等を実施すること。</li> <li>・理数教育に関する教育相談・支援を行うこと。</li> <li>・教育委員会等と連携し、共同研究を行うこと。</li> <li>・理数教育に関する連携講座及び研修を実施すること。</li> <li>・その他、センターとして必要な事業を実施すること。</li> </ul> |
| 附属中学校                              | 本学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施する                                       | 【個別の目的】教育基本法及び学校教育法により中等普通教育を施し、大学教員との共同研究の推進、学部及び大学院との連携協力によって、教育の理論及び実際に関する研究並びに実証を行い、一般教育界に貢献するとともに、教育実習計画に従い学生の教育実習を行うこと  |
| 附属小学校                              |   | 【個別の目的】教育基本法及び学校教育法により、初等普通教育を行うとともに大学教員との共同研究の推進並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施すること   |
| 附属幼稚園                              |   | <p>【個別の目的】幼児を保育し、幼児の教育又は保育に関する研究を行い、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、奈良教育大学における大学教員との共同研究の推進と学部及び大学院と連携協力して、次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 幼児教育に関する理論及び実践の研究並びにその実証を行うこと。</li> <li>二 本学の教育実習計画に従って、学生の教育実習を行うこと。</li> </ul>   |

【出典：学則及び各組織規程】

資料 2 - 1 - 5 - B 『奈良教育大学自己評価報告書 これまでこれから - 附属校園・附属施設 編 - 』  
(平成 20 年 3 月) の抜粋

はじめに

奈良教育大学には、教育組織として、教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科があります。教育学部に附属する施設として、教育実践総合センター及び自然環境教育センターを有しております。前者は、平成 12 年度、附属教育実践研究指導センターの改組により、大学の教育・研究及び地域の教育機関との連携の役割を担う中核的な組織に拡充されました。後者は、奈良実習園と奥吉野実習林を有し、まさに今日求められる環境教育を実践し、地域との深い絆を持った活動を展開しております。

大学に附属する施設としては、学生・教職員の健康増進のための指導・助言・診断等を行う保健管理センターがあります。また、図書館部門、情報基盤部門及び研究開発部門の 3 部門で構成され、図書館、情報館及び教育資料館を運営する学術情報研究センターを平成 18 年 3 月に設置しました。さらに、特別支援教育に関わる理論と実践の総合的教育と研究を行う特別支援教育研究センターを平成 19 年 3 月に設置しました。それぞれのセンターは、大学の教育・研究・社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしております。

また、大学には附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の 3 つの附属校園があります。附属中学校は昭和 22 年、附属小学校は明治 22 年、附属幼稚園は昭和 2 年開設と長い歴史と伝統を有し、学生の教育実習の場として、かつ教育実践・研究の場としての重要な役割を果たして参りました。

平成 12 年度に、それぞれの附属施設、附属校園が自己点検・評価を行い、大学全体の中での役割・使命・意義を明らかにしました。平成 16 年度の国立大学法人化に伴い、今回、あらためて各組織に自らの存在意義を問い直すという真摯な自己点検・評価を依頼いたしました。今後の大学改革の一環として、作成されました本自己評価報告書での成果と課題を踏まえて、各組織が更なる充実・発展に努力すべきと考えております。この報告書に対し、学内外より忌憚のないご提言・ご指導をお願い申し上げます。

平成 20 年 3 月

国立大学法人奈良教育大学  
学 長 柳 澤 保 徳

おわりに

附属施設・附属校園は、平成 7 年及び平成 12 年に自己点検・評価を行いました。平成 16 年度の国立大学法人化以降、教育組織では大学院改組・学部再編がりましたが、学術情報研究センターと特別支援教育研究センターも発足いたしました。いろいろな再編が起こる中、各組織が自己点検・評価を行い、大学の中でのそれぞれの使命・役割を見つめ直し、明確にする必要があります。折しも、平成 20 年度に行われる全ての国立大学への法人(暫定)評価では、附属校園には文部科学省国立大学法人評価委員会による評価が行われます。これは中期目標への達成度評価ですが、『「附属学校」の評価は、学校教育や大学・学部との連携(共同研究・教育実習等)の観点から、「附属学校」としての目的を十分に果たしているかどうかについて行う。』とされています。今回の自己点検・評価では、各附属校園の活動実績を積極的に挙げていただくよう要請いたしました。これらの成果を汲み取ってもらえるよう期待しています。

この報告書が、今後の大学における教育・研究・社会との連携の諸活動の一層の充実・改善に貢献するならば、本委員会として大きな喜びであります。

終わりに、報告書の作成でご尽力いただいた各附属施設・附属校園の各位の労に深く謝意を表します。

平成 20 年 3 月

点検評価委員会  
委員長 山 邊 信 一

掲載先の URL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/koremade08/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究の目的を達成するため、6 つの附属施設及び 3 つの附属学校は、それぞれ目的を規程で明確に定めている。また、これらの組織構成や活動については、平成 19 年度に自己点検評価を実施しており、大学の教育・研究及び社会との連携等の活動に対して欠かせない役割を果たしていると総括した。

以上のことから、各附属施設及び附属学校の活動は、大学の目的達成に重要な貢献があり、その内容は教育研究の目的を達成する上で適切と判断できる。



観点 2 - 2 - : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

#### 【観点到係る状況】

平成 16 年度からの大学法人化に伴い、新たな運営上の組織体制が敷かれた。この中で、教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議することとした（資料 2 - 2 - 1 - A）。また、教授会は、教育全般に関する事項を所掌している（資料 2 - 2 - 1 - B）。評議会には、教授会選出委員 9 名が含まれており、方針的事項を扱う評議会と具体的な教育上の事項を扱う教授会は、太いパイプで結ばれている。また、毎月の評議会での審議・決定事項（別添資料 2 - 2 - 1 - 1）は、ほとんど漏れなくその 1 週間後の教授会で報告されており（別添資料 2 - 2 - 1 - 2）教授会での審議の焦点化・充実化が図られている。

本学では、「運営会議」という組織が機能している（資料 2 - 2 - 1 - C）。運営会議は、学長、理事及び副学長で構成されており、学長は理事・副学長を通じて各委員会や室での教育に関する取組を掌握することができる。この学長を囲む運営会議は毎週開催され、評議会及び教授会での議事運営上の調整の役割を果たしている。この調整機能が、教育に関する事項全般の効果的で円滑な審議をもたらしている。

時としてリアルタイムの審議が求められる教育に関する事項を扱うため、定例では月 1 回の評議会と教授会は、資料 2 - 2 - 1 - D に示すように臨時での開催も行われている。

#### 資料 2 - 2 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（第 2 条、第 3 条）

##### （組織）

第 2 条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
  - 二 学長が指名する理事 2 人
  - 三 副学長（研究担当）
  - 四 副学長（企画担当）
  - 五 学術情報研究センター長
  - 六 教育実践総合センター長
  - 七 附属学校（園）長のうちから 1 人
  - 八 本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出される教授 9 人（教育系 2 人、文科系 2 人、理科系 3 人、芸体系 2 人）
  - 九 教職大学院会議において選出される本学教職大学院専任の教授 1 人
- 2 前項第七号、第八号及び第九号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議会の議を経て行うものとする。
- 3 （略）
- 4 （略）

##### （審議事項）

第 3 条 評議会が審議する奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会の所掌に属するものを除く。）
- 三 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

**資料 2 - 2 - 1 - B 奈良教育大学教授会規則（第 2 条、第 3 条）**

|  |
|--|
| <p>(組織)</p> <p>第 2 条 教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手で組織する。</p> <p>2 学長、理事（非常勤を除く。）は、教授会に出席することとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 3 条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育課程の編成に関する事項</li> <li>二 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</li> <li>三 大学の教員人事の方針に基づき行われる教員の採用・昇任等に関する事項</li> <li>四 その他教育又は研究に関する重要事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 課程以下の教育組織の設置、改廃</li> <li>イ 評議員の選出（推薦）</li> <li>ウ 学生の修学等の支援の方針に基づき行われる学生の修学等の支援の具体的事項</li> <li>エ その他アからウ以外の教育又は研究に関する重要事項</li> </ul> </li> </ul> <p>2 教授会は、全学的な事項に関し、学長または教育研究評議会に対して提案を行うことができる。</p> |
|--|

**資料 2 - 2 - 1 - C 国立大学法人奈良教育大学運営会議規則（第 1 条～第 3 条）**

|   |
|---|
| <p>(設置)</p> <p>第 1 条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 2 条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。</li> <li>二 委員会間の調整に関すること。</li> <li>三 その他全学的観点が必要な事項</li> </ul> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学長</li> <li>二 理事（教育担当）</li> <li>三 理事（総務担当）</li> <li>四 副学長（企画担当）</li> <li>五 副学長（研究担当）</li> <li>六 事務局長</li> <li>七 学長が指名する者 若干名</li> </ul> |
|---|

**資料 2 - 2 - 1 - D 教育研究評議会等の開催回数**

| 会 議 名   | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 教育研究評議会 | 18       | 19       | 18       | 19       | 22       |
| 教授会     | 14       | 15       | 15       | 16       | 15       |
| 運営会議    | 44       | 50       | 48       | 53       | 53       |

- ・別添資料 2 - 2 - 1 - 1 教育研究評議会議題一覧（平成 20 年度）
- ・別添資料 2 - 2 - 1 - 2 教授会議題一覧（平成 20 年度）

**【分析結果とその根拠理由】**

本学は、教育課程の編成に関する方針や教育に関する重要な規則等を審議する評議会、教育全般に関する事項を所掌する教授会を設置している。教授会は全教員が参加し、評議会より報告される教育に関する方針的な重要

事項を勘案して、十分な議論をつくした審議を行っている。これら評議会及び教授会の審議のための資料は、議論の焦点化・充実化を図るため、運営会議で事前に吟味されている。

以上のことから、教育研究評議会、教授会及び運営会議が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断できる。

観点 2 - 2 - : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

本学には、教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会、FD委員会、教育企画委員会及び教育課程開発室がある。それぞれの審議事項と組織（メンバー構成）は、資料 2 - 1 - 2 - A ~ 2 - 1 - 2 - D に既に示した。また、平成 16 ~ 20 年度における開催回数を資料 2 - 2 - 2 - A に示す。

教務委員会と FD 委員会は教授会の下に置かれているため、教授会選出委員が中心の構成である。教育企画委員会は教育研究評議会の下に置かれ、教育担当の理事を委員長として、学長補佐及び各種委員会委員長が出席して、教学全般的な事項の方針策定とともに、各委員会間の意思疎通を図っている。教育課程開発室は教育担当理事の下、教育課程の開発のための資料収集・分析、企画・立案を担っている。これらの委員会等の平成 20 年度における審議事項は、別添資料 2 - 2 - 2 - 1 ~ 2 - 2 - 2 - 4 のとおりである。

#### 資料 2 - 2 - 2 - A 教務委員会等 開催回数

| 会議名        | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 教務委員会      | 26       | 29       | 20       | 22       | 20       |
| FD委員会      | 9        | 11       | 12       | 10       | 13       |
| 教育企画委員会    | 13       | 13       | 14       | 11       | 11       |
| 教育課程開発室（注） | --       | --       | 29       | 34       | 26       |

（注）教育課程開発室は、平成 18 年度発足。

- ・別添資料 2 - 2 - 2 - 1 教務委員会議題一覧（平成 20 年度）
- ・別添資料 2 - 2 - 2 - 2 FD 委員会議題一覧（平成 20 年度）
- ・別添資料 2 - 2 - 2 - 3 教育企画委員会議題一覧（平成 20 年度）
- ・別添資料 2 - 2 - 2 - 4 教育課程開発室議題一覧（平成 20 年度）

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程及び教育方法を検討する委員会・室が有機的に連携して、実質的な検討を行い適切な体制を敷いていると言える。また、会議開催回数や審議事項からも、十分な活動が行われていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

本学では、それぞれの教育組織の目的をよりよく実現するために改組・新設などの組織改編を行ってきた。この組織改編の過程を経て、本学の目的を現代的なニーズに適合させるべく、責任ある指導体制を構築してきたことが評価できる。個別の教育組織に関しては、次の優れた点が挙げられる。

- ・学士課程は、平成 11 年学部改組(2 課程編成)を経て、平成 18 年には学校教育教員養成課程の定員増および総合教育課程の再編を実施した。それぞれの課程は、責任を明確にした指導体制のもと、独自の特色と教育成果を打ち出している。

- ・大学院教育学研究科は、平成 20 年度に改組し、修士課程と専門職学位課程(教職大学院)の 2 課程体制とした。それぞれの目的を果たすため、指導体制を明確にした教員組織を整備している。

- ・特別専攻科は、平成 19 年に特別支援教育特別専攻科(情緒障害・発達障害教育専攻)として改組し、現代的な教育的ニーズに対応した特別支援教育の教員養成を行っている。専攻科の「情緒障害・発達障害教育」という専攻設定は、近隣の他大学にはないユニークなものであり、専任教員の専門性を生かしつつ、近隣府県を含む地域のニーズに適切に応えうるものとなっている。

- ・各センターは、それぞれの目的に応じた主体的な活動を展開すると同時に、学部・大学院の教育研究への支援、社会・地域との連携・協力及び貢献等、多様な取組を行っている。

- ・教養教育の実施体制、教育活動に係る重要事項を審議する体制、教育課程・教育方法等を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を創出してきている。

### 【改善を要する点】

- ・授業実施、カリキュラムの検討、単位認定等の教務事項全般を扱う教務委員会は、月 2 回に近い頻度で開催され、教育課程・教育方法の実質的・具体的検討を行ってきた。学部・大学院を合わせて教務事項が多く、他の教務関係委員会も含めると年間 70 回以上の開催回数となっており、この点の改善・緩和が必要である。

## (3) 基準 2 の自己評価の概要

本学の教育研究組織(実施体制)は、学生教育組織については、2 課程 7 コース 22 専修からなる教育学部、2 専攻 12 専修からなる教育学研究科(修士課程)、1 専攻の教育学研究科(専門職学位課程)、1 専攻 2 コースからなる特別支援教育特別専攻科からなる。これらはいずれも、教育研究の目的を果たすため明確に組織化され、かつ適切に運用されている。

一方、教員組織は、基本的には研究科の教育組織に対応した講座編成をとっている。学部については、2 つの課程双方の学生教育に明確な責任指導体制を確立すべく、担当・副担当制度をとっている。これは、少人数指導による教育・研究の充実などの小規模単科大学のメリットを生かしつつ、同時に教職員数の絶対的な少なさなどの困難さをカバーする体制として、本学の教育研究の目的に照らして適切なものと言える。

さらに、本学に設置された 6 つのセンター及び 3 つの附属学校は、それぞれ教育研究の目的を達成するための役割を担っている。学術情報研究センターは、書誌情報・電子情報の受発信を通じて本学の教育研究の水準向上に貢献している。教育実践総合センターは、本学と地域との連携諸活動を結ぶ Hub の役割を果たしている。保健

管理センターは、学生及び教職員の一元的な健康管理とともに、積極的な健康に関する啓発活動を展開している。自然環境教育センターは、実践的な環境教育のフィールドを提供している。特別支援教育研究センターは、特別支援での本学の教育研究成果を活かした地域連携活動を展開している。また、附属中学校・小学校・幼稚園は、大学教員との共同研究や連携協力、学生の教育実習を担っている。これらは全て、学部・研究科の教育研究と不可分の機能を有している。

教養教育の実施体制、教授会をはじめとする教育活動に係る重要事項を審議する体制、教務委員会をはじめとする教育課程・教育方法等を検討する組織のいずれについても、小規模単科大学という本学の特性を十分に生かした、機動的かつ効率的な組織体制を構築してきている。

